

山柔協第23-374号
令和5(2023)年6月5日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会長 正司直樹
(会長印を省略しています)

国際柔道連盟試合審判規程の解釈変更に伴う国内大会への適用について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、(公財)全日本柔道連盟から添付のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、(一社)山口県柔道協会の主催大会については、猶予期間を設けず適用しますので、よろしく申し上げます。

特に、「GS時の寝技において、「抑え込み」の場合、10秒が経過した時点(時計係はブザーを鳴らす)で「技あり、それまで」が宣告される。」の「時計係はブザーを鳴らす」については、時計係がブザーを鳴らすか、審判に申し出ることにより、対応することとします。

関係各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫明伸
(公 印 省 略)

国際柔道連盟試合審判規程の解釈変更に伴う国内大会への適用について

2023 年 3 月 25 日に国際柔道連盟より審判規程の解釈変更が発表され、先般開催された 2023 年カタール・ドーハ世界柔道選手権大会でも適用されたことにより、日本国内でも早急に適用する必要があります。

本連盟主催大会では、2023 年 6 月 1 日よりこれを導入しますが、各主催団体におきましては、施行期間に猶予を設ける等、導入時期を検討して頂きますよう、お願いいたします。

記

1 変更された主な内容

① 技ありの判断基準について

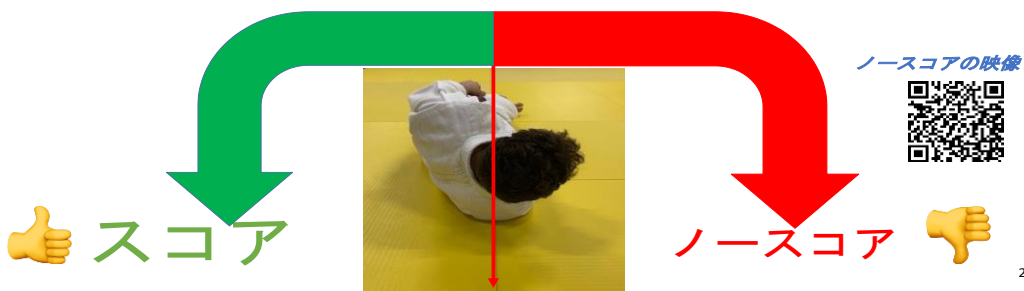
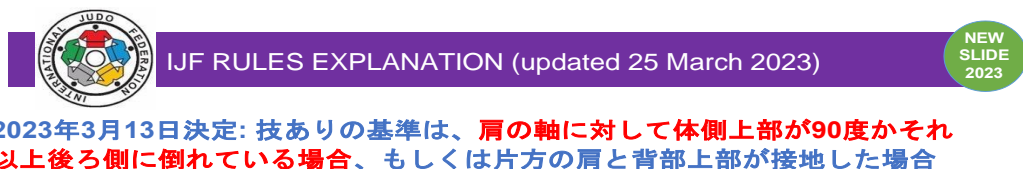
・ 変更前

技ありの基準は、**体側全体が 90 度以上背中側**、もしくは片方の肩と背中上部が接地した場合とする。
体側全体は、腰と肩のポジションをみること。

・ 変更後

技ありの基準は、**肩の軸に対して体側上部が 90 度かそれ以上後ろ側に倒れている場合**、もしくは片方の肩と背部上部が接地した場合とする。

体側上部は、**肩のポジションのみ**をみること。(下記の国際柔道連盟資料参照)



② GS時における「抑え込み」の扱いについて (IJF が世界選手権ドーハ大会後に発表)

・ 変更前

寝技において、「抑え込み」の場合、**選手自身が解かない限り 20 秒 (一本) まで継続**される。ただし、途中で抑え込まれている試合者が絞め技・関節技を施し、「参った」または「落ちた」場合、時間に関わらず逆転を認め、抑え込まれている試合者が勝利となる。

・ 変更後

寝技において、「抑え込み」の場合、**10 秒が経過した時点 (時計係はブザーを鳴らす) で「技あり、それまで」が宣告**される。※各大会においては、時計の設定および係員への周知をお願いいたします。ただし、時計の設定等の理由により運用できない場合は、上記に記載の通り施行期間に猶予を設ける等の対応をお願いします。

以上